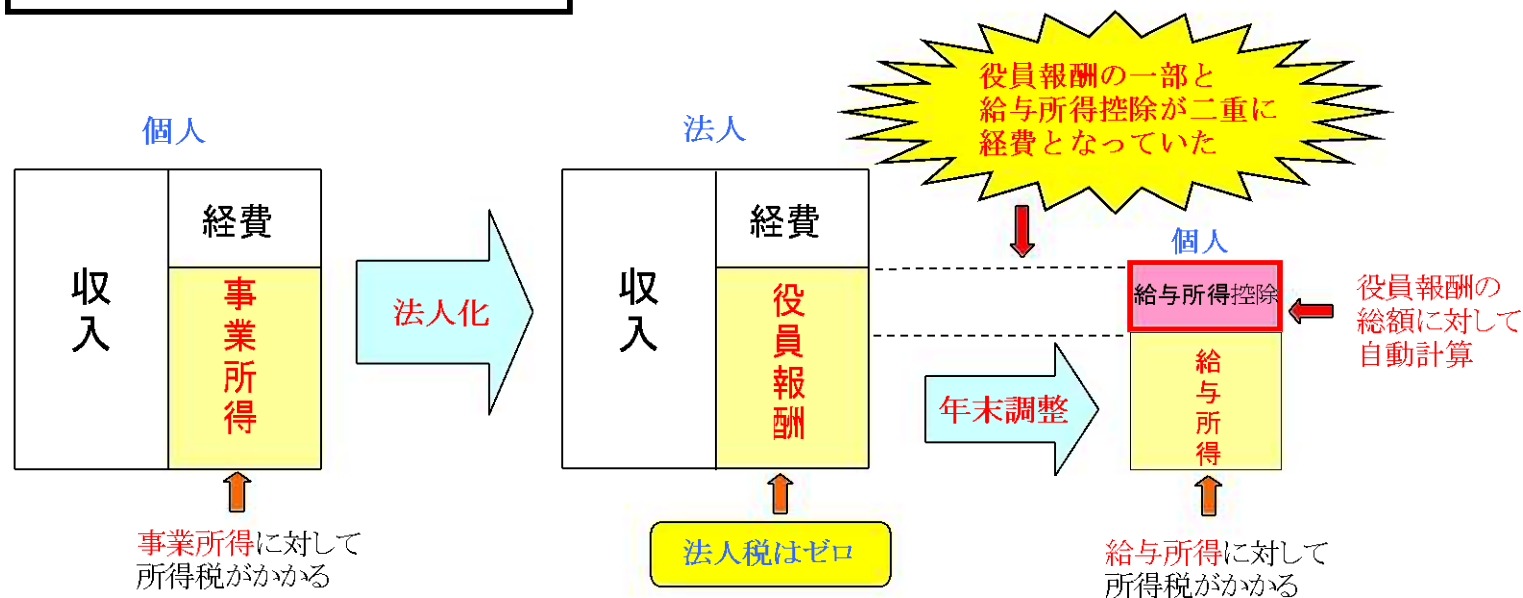


同族会社の役員報酬改正

改正の背景

- ・今までは法人化することにより節税できていた。
- ・従って、節税目的で法人を作る人が多かった。
- ・今後、資本金1円で会社を作れるようになり、節税目的で法人を作る人がより増えると考えられる。

今までの節税の仕組み



法律の改正理由

会社の利益を

- ・ **会社側**で『役員報酬』として経費に、
- ・ その役員報酬の一部を **役員個人**の年末調整で『給与所得控除』として経費にしている

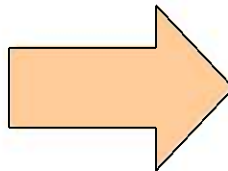


二重経費になっている！

改正後の仕組み

『会社の申告時』に給与所得控除分を加算する

収入	経費
	例 500万
例 1,500万	役員報酬
	例 1,000万



年末調整は今まで通り！

年末調整	
給与所得控除	
220万円	
780万円	この部分に 所得税がかかる



決算書上の利益 0 円

(法人税の計算)

給与所得控除分を利益に加算 + 220万円

法人税上の利益 220万円 × 法人税率



法人税が発生！

対象となる会社

フローチャート

有限、株式会社 ➡ 主宰役員と同族関係者が発行済株式(出資)の総数(総額)の90%以上を所有
合名、合資会社 ➡ 上の基準 + 『主宰役員と同族関係者が株主の総数の90%以上』のいずれかに該当

いいえ

はい

役員の50%超が主宰役員と同族関係者である

いいえ

はい

直前3事業年度の『基準所得金額』の平均額が800万円超

いいえ

はい

直前3事業年度の『基準所得金額』の平均額が3,000万円以下

はい

いいえ

直前3事業年度の役員報酬の平均額
直前3事業年度の『基準所得金額』の平均額 = 50%超

いいえ

はい

平成18年4月1日から開始事業年度より
給与所得控除分 課税の対象になります

対象外です